

公益財団法人計算科学振興財団賛助会員及び賛助会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 賛助会員（以下「会員」という。）は、財団の事業目的に賛同し、その活動を支援するとともに、計算科学分野の振興と産業経済の発展に貢献することを目指すものとする。

(会員)

第2条 会員は、財団の目的に賛同し、毎年度賛助会費（以下「会費」という。）を納入する法人とする。

(入会)

第3条 会員になろうとする法人は、所定の申し込み用紙を理事長に提出し、承認を得るものとする。

2 会員は、財団が指定する期日までに退会の申し出のない限り、次年度に自動継続するものとする。

(会費)

第4条 会員は、毎年度会費を納入するものとする。

2 年会費は1口10万円とし1口以上とする。

3 「年度」とは4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中に入会した場合でも、1年分支払うものとする。

4 年度の途中に退会した会員がすでに納入した会費は、これを返還しないものとする。

(変更)

第5条 会員は、申込内容に変更がある場合、すみやかに所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

2 自動継続にあたり次年度の会費口数や連絡先等を変更する場合は、財団が指定する期日までに所定の変更届を理事長に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会を希望する場合、すみやかに所定の退会届を理事長に提出しなければならない。

2 次年度への自動継続を希望しない場合は、財団が指定する期日までに所定の退会届を理事長に提出するものとする。

3 法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(その他)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。